平成２６年（フ）第１０１２号
京都市西京区大枝北福西町四丁目１番地１９棟203号、前住所兵庫県宝塚市中筋山手１丁目３番29―103号
債務者　岩越　　朗
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３５号
兵庫県尼崎市立花町４丁目６番26―902号、前住所兵庫県伊丹市西野７丁目３番地１マイシティ武庫川レックスマンションＡ―1002号
債務者　薄井　義行
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７９７号
川崎市川崎区日進町１番地　サンスクエア川崎３―105
債務者　永島　雄二
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７３３号
神奈川県鎌倉市常盤67番地１　パープルタウン201
債務者　澤井　英紀
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５０９号
兵庫県尼崎市名神町２丁目15番28号日之出ハイツ303、前住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目12番21号サンフォレスト203
債務者　藤田博有希
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４号
宮崎県日南市吾田東４丁目４番20号
債務者　玉田　亮平
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅４―９号
債務者　鈴木奈穂美
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１号
秋田市上新城中字堂ノ前137番地
債務者　小林百合子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９号
福島県郡山市富田町字後久保29番地の６
債務者　田中　千恵
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３２０号
金沢市普正寺町４の26番地20、従前の住所金沢市普正寺町４の26番地55
債務者　松栄　由香
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８７号
石川県小松市村松町丙74番地　小前田アパート６号室、従前の住所石川県金沢市米泉町２丁目６番地１　メゾネットＴ・１号
債務者　大越守こと　崔　　相守
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第５７号
福井県大飯郡高浜町東三松第14号４番地１ペンション明奈111、前住所兵庫県伊丹市荒牧南４丁目12番13号
債務者　福井　萬代
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第２０２号
長野県塩尻市大門五番町１番６号　コーポ市川205
債務者　山川パウロミノルこと　パウロ　ミノル　ヤマカワ（ＹＡＭＡＫＡＷＡ　ＰＡＵＬ　Ｏ　ＭＩＮＯＲＵ）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第７３号
岐阜県可児市土田4191番地１　サンモール・ドタ202、前住所岐阜県可児市土田2512番地12　大王製紙可児工場第１アパート203
債務者　仁平　千尋
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第４８号
岐阜県高山市冬頭町566番地４
債務者　長澤　美和
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係